

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊湯布院駐屯地  
第404会計隊湯布院派遣隊長 荒木 渉

一般競争入札の執行について、下記のとおり公告します。

## 記

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : 使用済車両の売払いほか2件（内訳書1～3）
- (2) 引渡期限 : 令和5年3月31日（但し代金納付の日より5日以内）
- (3) 代金納付期限 : 令和5年3月31日  
※代金納付に納入告知書を交付する場合は、契約日より1ヶ月を要する場合がある。
- (4) 引渡場所 : 陸上自衛隊湯布院駐屯地

### 2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受」C等級以上に格付けされた競争参加資格を有する者であること及び自動車リサイクル法に基づく引取業者であり、各都道府県等登録業者であること。
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行なおうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (8) 3項の契約条項及び入札心得を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約した業者とする。なお、誓約に関しては入札書提出をもって誓約事項に誓約したものとする。
- (9) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する「取引業者の登録」、「フロン類回収業者の登録」、「解体業の許可」、「破碎業の許可」のすべてを満たす者、又は引取業の資格を有し他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに下請負承認申請書を提出し、承認を受けたものとする。
- (10) 下請負者として承認された者は、同一入札に参加する事を禁止とする。
- (11) 下請負承認申請書に下請負者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等は下請負承認申請の承認に当たって、下請負承認申請書に記載された下請負者に電話等により確認し、確認ができなかった場合は当該下請負を承認しない。下請負者に対する電話等の確認については、入札執行日時までとする。

(12) 現物を確認した者であること。

3 契約条項・入札心得を示す場所

陸上自衛隊湯布院駐屯地第404会計隊湯布院派遣隊、  
陸上自衛隊西部方面隊ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)

4 競争入札執行の日時場所

- (1) 日 時： 令和4年11月1日（火）13時10分
- (2) 場 所： 陸上自衛隊湯布院駐屯地第404会計隊湯布院派遣隊（郵便入札）

5 入札説明会

実施しない。ただし、現物確認は各業者毎に行い、期間については、令和4年10月18日（火）～令和4年10月31日（月）の間で現物確認したい日の2日前までに第13項(1)の担当に連絡されたい。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除とする。ただし、落札業者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除とする。ただし、契約締結後、業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解約するときは、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

7 入札方法

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜き金額を入札書に記載すること。

8 落札決定方法

総額で且つ当方の予定価格以上で最高の価格で申し込みをした落札者を決定する。（同価の場合には入札事務に関係ない職員の抽選で決定する。）また、契約金額は、落札者の入札書に記載された金額の100分の110に相当する額とする。（1円未満の端数は切り捨てる。）

9 無効入札

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のないものを行った入札
- (2) 入札者、入札金額、押印が明瞭でない場合若しくは識別しがたい場合
- (3) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する契約に反する事態が生じた場合
- (4) 電信・電話・FAXによる入札
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札

10 契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく作成提出する。契約書には「売払い物品の解体に関する特約条項」を付するものとする。

11 公告掲示場所

陸上自衛隊湯布院駐屯地、西部方面隊ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)

12 その他

- (1) 入札までに資格審査結果通知書（写）、自動車リサイクル法に基づく引取り業者としての各都道府県知事等の登録許可証（写）及び第2項(9)で示す証明書を提出すること。（FAX可）

- (2) 代表者以外が入札する場合は、委任状を提出すること。
- (3) 契約条項及び入札等参加者心得を確認の上、暴力団排除に関する事項に誓約する旨（当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。）を入札書に付記するものとする。
- (4) 入札に参加する場合は、送付用封筒に「入札日時、件名、入札書在中」と記載のうえ、第4項(1)までに必着するように郵送し、第13項(1)まで連絡すること。なお、入札直前に疑義が生じた場合の郵便入札はその疑義に関して了承しているものとみなす。
- (5) 再度入札の実施は、初度の入札において郵便による入札が含まれていない場合は直ちに行い、郵便による入札が含まれている場合は令和4年11月10日(木)13時10分を再度入札の執行日とし、再度入札に係る入札書を郵送する場合は、再度入札の期日までに必着とする。なお、再度入札を執行する場合は、初度入札者にその旨を通知する。
- (6) 当該売却車両及びその部品を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要になります。
- (7) 落札者は、最初の引取までに作業工程表を提出（FAX可）すること。
- (8) 損害賠償請求  
車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。

### 13 連絡先

- (1) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先  
〒879-5102  
大分県由布市湯布院町川上941番地  
陸上自衛隊湯布院駐屯地 第404会計隊湯布院派遣隊 契約班 久保  
TEL 0977-84-2111 内線349  
FAX 0977-84-2117（直通）
- (2) 内訳書及び仕様書の内容に関する問い合わせ先  
湯布院駐屯地業務隊補給班 渡辺又は山滝 内線324